

建設発生土の処理に関する基本方針

静岡県 交通基盤部 技術調査課

策定までの経緯

◆ R5.2.27 第1回未来の県土研究会

- ・基本方針(案)の説明
- ・意見交換



◆ 研究会で説明した内容について、以下に対する意見照会

- ・建設発生土の処理に関する基本方針の策定
- ・ストックヤードの整備
- ・土質改良土の利用拡大
- ・建設発生土処理施設情報の公開



◆ R5.3. 基本方針(案)に示す取組内容に対する意見照会



意見を踏まえて

建設発生土の処理に関する基本方針の策定

基本方針(案)に対する意見への対応

- ・ 事業の企画段階で発生土を現場消費や現場間での流用が可能な設計とすることが重要
- ・ 設計者に建設発生土が資源であることを再認識してもらい、発生土の行き先を考えてもらうことが重要
- ・ 設計における原則として現場発生土利用としなければ利用促進は進まない

➔ 基本方針に、計画段階において十分な調整を行うことを記載しました。

- ・ 今までも切盛バランスを考えて設計しており、建設発生土を0にするのは難しいのでは
- ・ 発生抑制や利活用促進をしても処分しなければならない土があり、最終処分場の存続は不可欠
- ・ 行政による積極的な海面埋め立てや盛土造成による処分場の確保を望む
- ・ 民間任せにするばかりでなく、官庁管理の最終処分場の運営も検討すべき
- ・ 河川事業や砂防事業では発生抑制抑制工法の採用や現場外への搬出抑制は困難

➔ 基本方針に、まずは発生抑制や利活用促進を徹底し、止むを得ない場合にのみ最終処分とすることを記載しました。

また、基本方針に基づく取組に、処理施設の整備を計画されている事業者の方々への技術的な支援の実施を位置づけ、事業者の皆様と連携して取り組んでいきます。

3

基本方針(案)に対する意見への対応

- ・ 品質確保のためには試験項目や試験頻度の確定が必要であり、また、その信頼度をチェックする第三者機関の試験も必要
- ・ 工事間の流用に際しては、発生する工事側で産地と土量、材料の特性等性能を明確に示すことの義務付けも必要では
- ・ 県市統一の基準としてほしい
- ・ 基準類への記載はあいまいな表現ではなく、数値等明確にしてほしい

➔ 建設発生土を利用する際の品質管理については、法令や条例による試験項目や試験頻度を順守する必要があります。

また、製品として扱う際の基準について、内容を充実するための検討をしています。

一方で、利活用促進のためには、コストも踏まえた品質管理の実施体制を整えなければならないと認識しています。

- ・ コスト優先ではない発生土対策の推進のためには、建設発生土が「悪」ではなく「経済活動上大切な価値あるもの」と県民に理解してもらうことが必要
- ・ 「残土」を「建設発生土」と統一した方が商品としての認識が高まるのでは

➔ 資源有効利用促進法にも建設発生土は再生資源であると位置づけられています。

県民の皆様には建設発生土に対する正しい情報の提供や理解促進に向けて、広報活動にも注力していきます。

4

- ・ 公共事業の造成計画段階・工事段階の各フェーズにおいて、不足土(需要)・残土(供給)、それらの発生予定時期を、国・県・市町の行政機関が連携し、情報共有を図ることが必要
- ・ 官民が一体となって取り組む必要がある
- ・ いつどんな土がどれくらいの量搬出される予定なのか受け入れる側が事前に把握できるシステムがほしい

- ➔ 官民の関係者で情報共有を図る場としての「みらいの県土研究会」が重要な役割を担っています。
- また、昨年度運用を開始した静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）の利用拡大に向けた取組を行っていきます。

- ・ 基本方針の対象となる範囲を明示してほしい

- ➔ 基本方針は県の取組に関する方針です。
- 民間事業者や他の団体にも取組が広がっていくことを期待しています。

建設発生土の処理に関する基本方針

第1章 背景・目的

第2章 建設発生土の処理に関する課題

第3章 建設発生土の処理に関する基本方針

第4章 基本方針に基づく取組

【背景】

視点1 資源としての建設発生土の有効利用

- ・建設発生土は年間約190万m³発生、そのうち約135万m³が有効利用
- ・建設発生土を資源として捉え、有効利用を推進が求められている

視点2 建設発生土に係る社会的要請

- ・盛土条例施行等に伴い最終処分場の受入費用高騰、受入量の制限が生じている
- ・建設発生土の適正な処理を可能とする環境整備が求められている

【目的】

発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「建設発生土の処理に関する基本方針」を策定



方針に基づく取組の実施

建設業における環境負荷軽減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備に寄与

課題

【課題】

(1) 建設発生土全体量の低減

- ・最終処分場の受入量が不足していることから、建設業全体で建設発生土の全体量を減らしていくことが必要

(2) 工事間利用の促進

- ・改めて土を資源として捉え、コストとともに時期、質、量に配慮した需給調整の徹底により、建設発生土の工事間利用をより一層促進することが必要

(3) 適正処理施設の確保

- ・盛土条例の施行に伴い、処理施設の受入量の減少等から、インフラやまちづくりを進めていくためには、ストックヤード等適正な処理施設を確保することが必要

建設発生土の処理に関する基本方針

【発生抑制(土を出さない)】 建設発生土の発生を抑制する

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

【利活用促進(土を無駄にしない)】 建設発生土の利用を促進する

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

【適正処分 (土を不適切に処分しない)】 建設発生土を適正に処分する

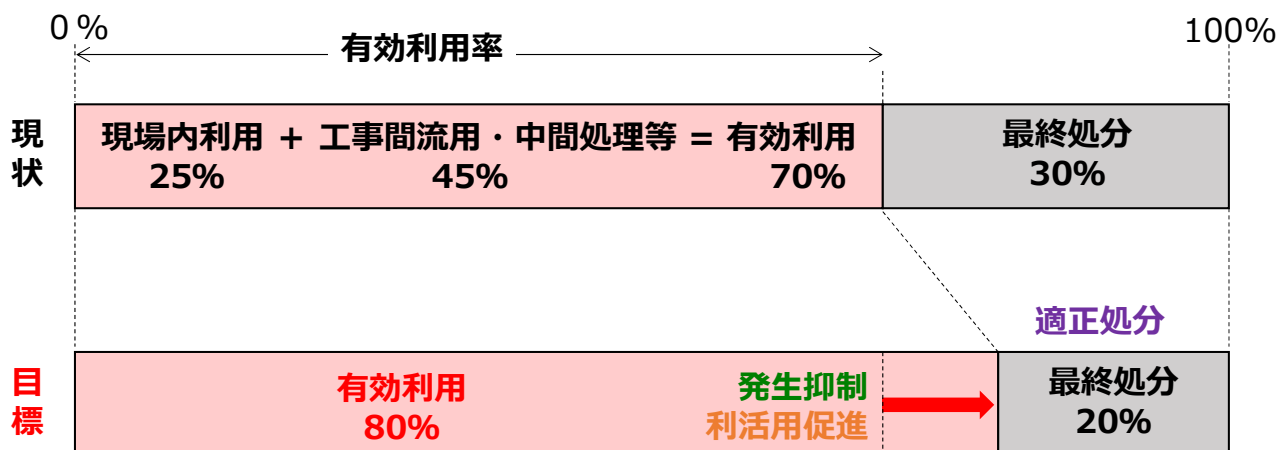
- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

- ・建設発生土の搬入・搬出時期や土質条件、需給調整は、工程や事業費に大きく影響することを踏まえ、計画段階において十分な調整を行う。
- ・工事の計画や設計に際して、まずは発生抑制や利活用促進を徹底し、止むを得ない場合にのみ最終処分することとする。

9

取組の目標値

現状70%である建設発生土の有効利用率を令和9年度末までに80%とする



$$\text{有効利用率(\%)} = \frac{\text{現場内利用量} + \text{工事間流用} \cdot \text{中間処理量}}{\text{建設発生土全体量}}$$

基本方針に基づく取組

発生抑制（土を出さない）		実施時期
1. 発生抑制工法の採用	① 掘削土量の少ない工法の採用 地形改変が少ない自然斜面を存置する工法や土留め工等掘削土量の少ない工法を採用する。	短期 (実施中)
	② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用 掘削土量の低減に有効なNETISや静岡県新技術情報DBに登録された技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	短期
2. 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡 平面・縦横断形における切土・盛土の均衡を考慮することにより、発生土の現場外への搬出を抑制する。 なお、土量算出にあたっては、3次元点群データを利用するなど効率的な手法を推進する。	短期 (実施中)
3. 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底 良質土・普通土については、リサイクル原則化ルール（令和3年10月18日最終改訂）に基づき、現場内利用の推進を図る。 不良土については、例えばCSG（ソイルセメント）工法の採用や移動式土質改良機等の活用を検討する。	短期 (実施中)

11

基本方針に基づく取組

利活用促進（土を無駄にしない）		実施時期
1. 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示 建設発生土の搬出先の明確化を図るため、受入場所の条件（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場等）や受入場所までの距離、時間に係る条件を設計図書及び契約事項として明示する。	短期 (実施済)
	② 適正な費用の計上 契約書で明示した搬出先の条件に対して、適正な費用を計上する。	短期 (実施済)
2. 他工事間での利活用拡大	① 他事業との情報共有 運用中の「静岡県建設発生土マッチングシステム（通称SSM）」等のシステムを活用し、他工事の情報共有を図る。 なお、近年増加傾向にある河川の維持掘削土は、計画的に利活用が可能となるような体制を構築することについても検討していく。	短期 (実施中)
	② 民間事業者への技術的支援 民間事業者による利活用促進に向けた新たな取組に対し伴奏型支援を実施する。	短期 (実施中)

12

基本方針に基づく取組

利活用促進（土を無駄にしない）		実施時期
3.ストックヤードの活用	① 官民連携によるストックヤードの整備・運営(中継地型ストックヤード) 建設発生土の搬出・搬入時期の調整に資するストックヤードの整備・運営について、官民連携により実施する	短期 (モデル事業)
	② 大規模事業との連携（先行盛土型ストックヤード） 工業団地、宅地造成及び農業基盤整備等大規模な事業と連携し、予め土を搬入する区域（ストックヤード）を設定し、受け入れた発生土を盛土材として有効活用する。 なお、ストックヤードを効率的に運用するための既往システムの活用により計画段階で情報収集していく。	中長期 (モデル以外) (実施中)
4.建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 建設発生土の品質管理に関する利用基準に基づいた品質管理を行う。	短期 (実施中)
	② 環境基準の適合確認 建設発生土の搬入・搬出時に必要に応じて適正な調査を実施し、環境安全性を確保する。	短期 (実施中)

13

基本方針に基づく取組

利活用促進（土を無駄にしない）		実施時期
5.土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の品質基準・品質管理方法の見直し 土質改良土の利用拡大のため、関係基準類の見直しについて検討する。	中長期 (実施中)
	② 土質改良プラント認証制度の活用 民間事業者による土質改良プラント認証制度の活用等を検討する。	中長期
	③ 土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用 掘削土量の低減に有効なNETISや静岡県新技術情報DBに登録された技術を積極的に活用した計画・設計を行う。	中長期

14

適正処分（土を不適切に処分しない）		実施時期
1. 建設発生土処理施設情報の公表	<p>① 最終処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開 建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保等の観点から、盛土規制法等の法令上の許可を有している処理施設を一覧として整理し、県ホームページにて公開する。 なお、公開にあたっては他部局と連携しながら、適切な情報収集に努めることとする。</p>	短期 (実施済)
2. 民間処理施設の整備促進	<p>① 民間事業者による処理施設設置への技術的支援 民間事業者向けに処理施設の整備に係る各種手続き、運用開始後の管理・運営等に係る必要な支援措置を検討する。</p>	短期 (実施済)
3. ICTの活用、DXの推進	<p>① ICTを活用した土砂運搬管理の適正化・効率化 建設発生土トレーサビリティ技術の導入等適正な処理状況の見える化に関する技術開発動向について、関係者で情報提供していく。</p>	短期

※ 今後はこの基本方針に基づく取組を「ふじのくに土プロジェクト」として進めていく。

ストックヤードの整備

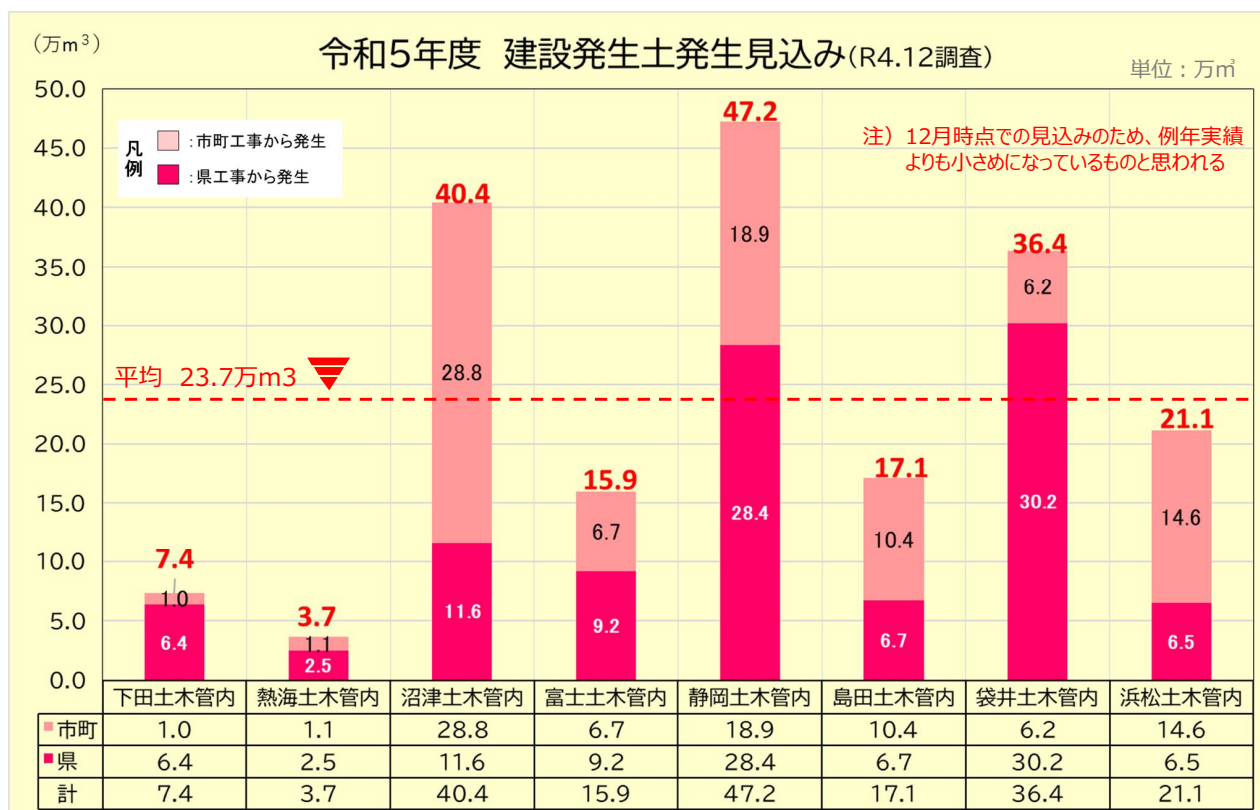
静岡県 交通基盤部 技術調査課

建設発生土の発生状況

【現状】

- ・公共工事において、毎年多くの建設発生土が発生している。
- ・令和5年度においても、例年同様に県から約100万³m、市町からも約90万³mの発生が見込まれる。

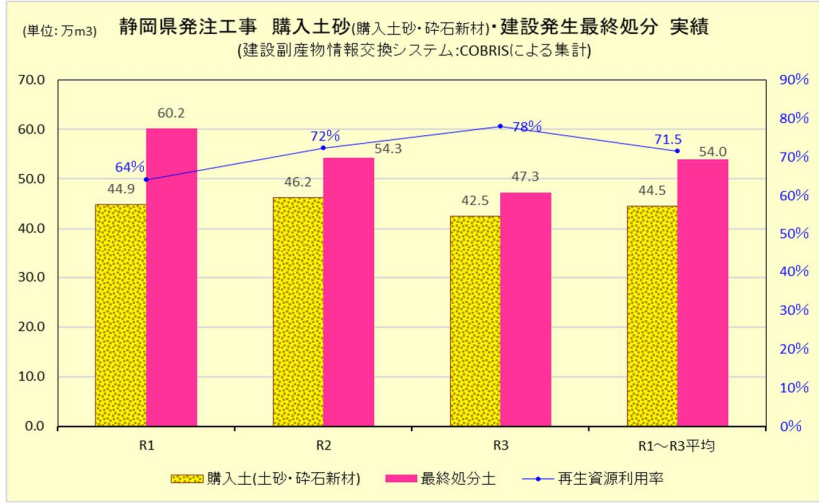
➡止むを得ず発生する建設発生土について、有効利用を促進するための対策が必要



計
87.7
101.5
189.2

新材購入と最終処分との関係

- ・最終処分される土とほぼ同量の新材が購入されている。
- ・静岡県が発注する工事では、「静岡県建設発生土リサイクル原則化ルール」に基づき、発生土の処理をすることとしているが、ストックヤードが少ないこと等の理由により、最終処分が選択されていることが多い。
- ➔ 建設発生土リサイクル原則化ルールの再徹底
 - ・止むを得ず最終処分されている発生土を、新材の代替にできないか（有効利用）の検討が必要（もし、新材が全て再生材、土質改良材に代替出来たら・・・）



建設発生土リサイクル原則化ルール

- ① 50km以内に、流用可能な工事はあるか **利活用促進**
 - ② 建設副産物処理施設（ストックヤード、土質改良プラント）に搬出可能か
 - ③ 公有地、公有処分、協会等の処分場へ搬出可能か **適正処分**
 - ④ 民間処分場へ搬出可能か
- ➔ 民間処分地場において処分されることが選択されるのは一番最後。
まずは、他工事流用や再利用の徹底をお願いします！

時間調整のためのストックヤードを設置することにより、工事間流用等の利活用を促進する

ストックヤードを活用した建設発生土の有効利用

<官民連携したストックヤードのイメージ>

SSM（静岡県建設発生土マッチングシステム）によるマッチング



- ※ストックヤード用地は、公共用地等を想定し、官民連携による施設整備、管理運営を目指す。
- ※民間については、建設業関連団体等を想定する。
- ※管理運営にあたっては、持込・持出の利用料を徴収することも視野に入れつつ、持続可能な有効利用を目指す。

SSM等を活用した情報収集により、建設発生土の有効な利活用を積極的に推進していく。

ストックヤードの整備にあたって

<ストックヤード整備の検討フロー>



<候補地の選定条件（検討中）>

- ・面積：概ね1ha以上の土地であること
- ・法的制約：関係法令等の制限がないこと、又は解除が可能であること
- ・周辺：大型車両による搬入・搬出が可能な運搬経路が確保できること 等

<今年度の取組>

- ・東・中・西部3箇所においてストックヤードモデル事業を実施し、下半期からの運営開始を目指す
- ・モデル事業において、官民連携したストックヤードの運営に向けた効果検証を行い、「**（仮称）ストックヤード整備計画**」の策定を行う。

ストックヤード整備計画とは、県内市町や民間事業者が主体となり、官民連携によるストックヤードを設置する際に参考となる手引書である。

21

ストックヤードモデル事業の実施について

<モデル事業の対象>

SJM(静岡県建設発生土マッチングシステム)によるマッチング



<モデル事業条件>

- ・SSMによりマッチングが成立した建設発生土を対象とする
- ・県発注工事からの建設発生土を対象とする
- ・利用料は無代とする

建設発生土の処理に関する問題に対して、関係者が一丸となって取り組む必要があることから、**民間事業者の所有する面積1ha程度の広大な土地や、遊休地等のストックヤードとしての利活用**に関する情報提供をお待ちしております。

22

発生抑制

利活用促進

適正処分

令和5年6月9日
第2回 未来の県土研究会

資料3

建設発生土技術相談窓口

静岡県 交通基盤部 技術調査課

建設発生土

「土の処理について
技術支援します」



相談窓口

設置目的

- ✓ 民間事業者への建設発生土の利活用や適正処分に関する技術的支援

【「建設発生土の処理に関する基本方針」での取組】

利活用促進（土を無駄にしない）		相談件数 (6/9時点)
他工事間での利活用拡大	民間事業者への技術的支援 民間事業者による利活用促進に向けた新たな取組に対し伴奏型支援を実施する。	11件

- ・民間事業者に寄り添い、自走化に導く伴走型支援を通じ、新たな取組により工事間での利活用の拡大を図る
- ・建設発生土を活用した新たな製品の開発に向けた相談や、建設発生土に関する法令の確認等を想定

適正処分（土を不適切に処分しない）		相談件数 (6/9時点)
民間処理施設の整備促進	民間事業者による処理施設設置への技術的支援 民間事業者向けに処理施設の整備に係る各種手続き、運用開始後の管理・運営等に係る必要な支援措置を検討する。	4件

27

寄せられた相談の内容

- 土質改良プラントの整備に関する相談
- 国が進めるストックヤード登録制度の内容確認
- 建設発生土利活用に関する関連法令確認
- 処理施設の立地に関する関連法令確認
- 盛土条例上の地元説明に関する相談

28

土質改良土の利用拡大

- 盛土材料取扱基準の見直しの検討状況
- 土質改良土の利用原則化
- 田子の浦港の盛土材

静岡県 交通基盤部 技術調査課

29

土質改良土の利用拡大

建設発生土の処理に関する基本方針

【発生抑制(土を出さない)】
建設発生土の発生を抑制する

- ・発生抑制工法の採用
- ・現場外への搬出を抑制
- ・現場内利用の推進

【利活用促進(土を無駄にしない)】
建設発生土の利用を促進する

- ・指定利用の徹底
- ・他工事間での利用拡大
- ・ストックヤードの活用
- ・建設発生土の品質及び環境安全性確保
- ・土質改良土の利用拡大

【適正処分
(土を不適切に処分しない)】
建設発生土を適正に処分する

- ・建設発生土処理施設情報の公表
- ・民間処理施設の整備促進
- ・ICTの活用、DXの推進

◆ 発注者側の取組

- ① 各種指針等を踏まえ、県盛土材料取扱基準を見直し、
土質改良土の品質基準を新たに設ける ▶ 庁内WGで見直し案検討中
- ② 路体盛土、築堤盛土への土質改良土利用の義務化、購入土の使用抑制
▶ まずは現行のルールの利用を徹底
- ③ 土質改良土プラント認証制度の活用に向けた周知 ▶ ACTECと連携し周知

30

盛土材料取扱基準の見直しの検討状況

➤ 「土質改良土」の定義について改めて整理

県「盛土材料取扱基準」

「土質改良材とは、土砂を石灰安定処理等の安定処理したもの及び焼成処理したものをいう。」

「建設発生土利用技術マニュアル」 H25.12独立行政法人土木研究所

処理土 → 広義の「土質改良土」

脱水、乾燥、粒度調整や安定処理等の土質改良を行い、その性状を改良した発生土

改良土 → 一般的に「土質改良土」はこちらを指す

セメント系や石灰系等の固化材に、土の性状を化学的に改良することを「安定処理」といい、安定処理された土を「改良土」という。

※「発生土利用基準」 H18.8国土交通省

第1種～第4種 改良土の定義

- ・土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したもの。
- ・含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。(別区分)

31

盛土材料取扱基準の見直しの検討状況

適用範囲の見直し

河川工事等も対象に加える

(適用範囲)

静岡県交通基盤部が発注する~~道路~~建設工事に盛土材料を使用する場合には、この基準によるものとする。

道路における見直しの論点

➤ H22道路土工盛土工指針に準拠し粒度規格等削除検討

	現行の盛土材料取扱基準	道路土工 盛土工指針	見直し (検討中)
路床材	4,750μmフルイを通るものの重量百分率(%) 25~100	削除検討	-
	75μmフルイを通るものの重量百分率(%) 0~25		-
	425μmフルイパス分のPIが10以下		-
	変状土CBRが20以上	舗装の構造設計で想定しているCBR	変状土CBRが20以上(※)
	最大粒径100mm	最大粒径100mm	最大粒径100mm
路体材	4,750μmフルイを通る材料の中に占める75μmフルイパス分が50%以下	削除検討	-
	425μmフルイパス分のPIが30以下		-
	変状土CBRが5以上	削除検討	-
	最大粒径300mm	最大粒径300mm	最大粒径300mm

※舗装構造で想定されるCBRには幅があり材料製造が煩雑となるため、すべてにおいて満足できるCBR20以上に設定32

盛土材料取扱基準の見直しの検討状況

河川における見直しの論点

➤ 河川堤防に土質改良土を使用する上で懸念される点と対応策を議論

懸念点	対応策	盛り込む基準（検討中）
セメント等のアルカリ成分が河川へ溶出すること <環境影響>	（使用箇所の限定） <ul style="list-style-type: none"> 川表のり護岸が遮水対策を施している場合 川裏の腹付け盛土をする場合 計画高水位以上の余裕高を盛土する場合 （改良剤の指定） 常時水位より下になる部分にはセメントを使用せず、非セメント系改良剤を使用	■ pH5.8～8.6 （水質汚濁防止法） を規定するべきか。
不透水性（水密性）の確保 <堤防の安全性>	<ul style="list-style-type: none"> 細粒分含有率Fc15%以上（河川土工マニュアルH21.4） 透水係数kの確保 「できるだけ不透水性であること。河川水の浸透により浸潤面が裏のり尻まで達しない程度の透水性が望ましい。（河川土工マニュアルH21.4）」	

33

盛土材料取扱基準の見直しの検討状況

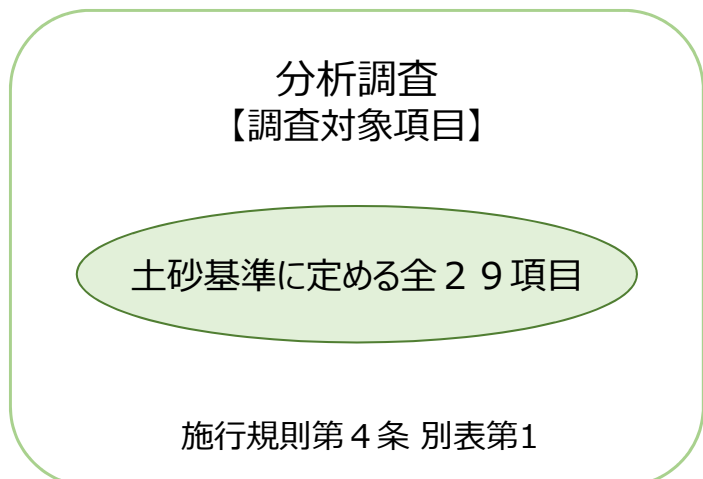
土壌環境基準の設定に関する論点

（現状）

- 現行の盛土材料取扱基準で分析調査の対象となっているものは「**鑄物砂再生材**」のみ。
- HP等資料によれば改良土の品質基準をもつ**33自治体のうち14自治体**が土壌環境基準への適合を求めている。（R3.9.15_第1回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会ACTEC）
- 盛土条例の運用上は、改良土に対し**すべての土砂基準物質**について分析調査の実施を求めている。

（課題）

➤ 供給側（土質改良プラント）の負担を考慮した分析調査の頻度をどのように設定するべきか。



分析調査の時期・頻度（検討中）	
時 期	■ 原料土（母材）の受入時
	■ 製品の出荷時
頻 度	■ 1,000m ³ ごとに1回
	■ 販売ロットごと
	■ 年1回のプラント検査（従来）

今後、みらいの県土研究会の部会にて意見をお聴きしたい。

34

土質改良土の利用原則化

➤ 土質改良土の利用原則化について、現状、リサイクル原則化ルールにおいて再生資材を積極的に活用することが規定されている。

公共建設工事におけるリサイクル原則化ルール 静岡県技術調査課R3.10最終改正

➤ 運用は経済性にかかわらず実施（原則化）

（建設発生土を利用する場合）

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事現場がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。

他の工事との調整が困難な場合

① 建設発生土ストックヤードから搬入する。

困難な場合

② 土質改良プラントから搬入する。

困難な場合

③ 新材購入土の購入

現行ルールにおいて土質改良プラントからの土砂搬入が新材購入に優先される

新材購入は最後のステップ

各発注機関への周知を徹底していく。必要に応じて原則化ルールの見直しを検討していく。

参考：土質改良プラント位置図

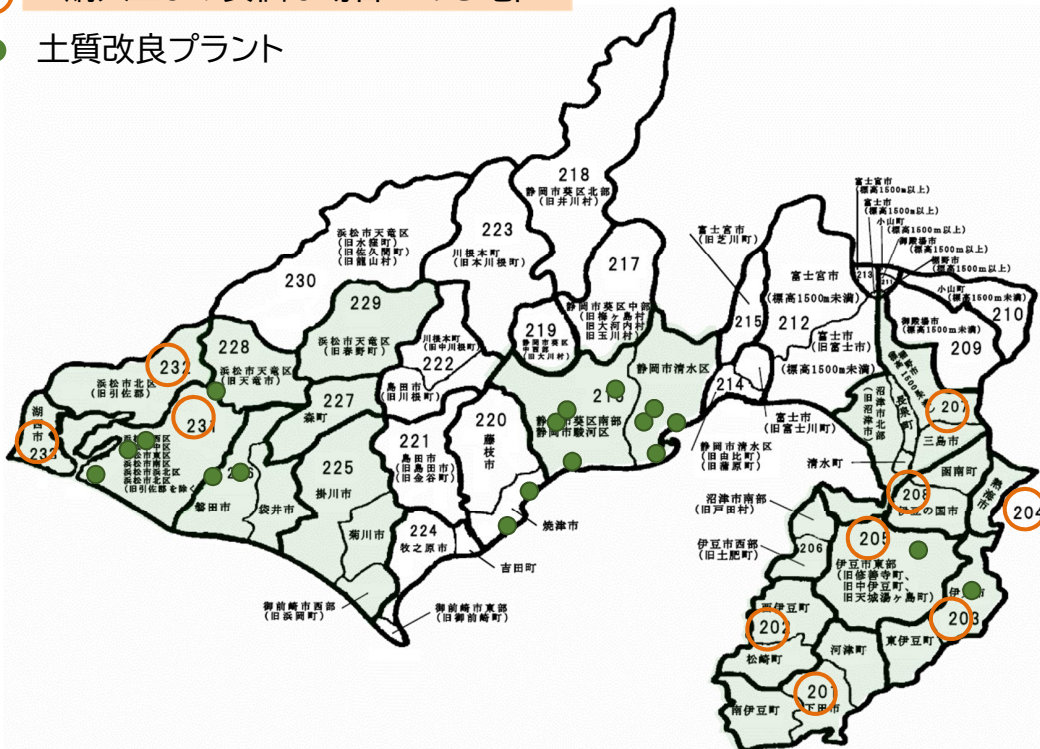
■ 県資材価格調査等により作成

※実際の供給体制とは異なる可能性がある。

■ 「土質改良土」の価格設定がある市町

○：購入土より安価な場合がある地区

● 土質改良プラント



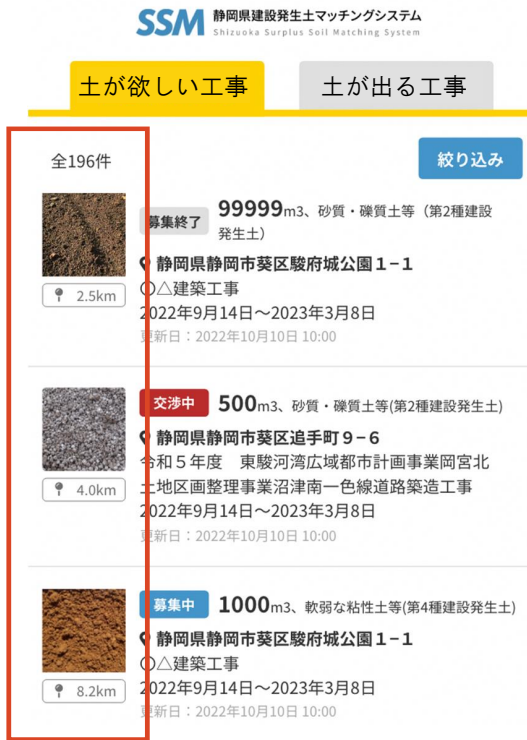
価格比較表

単位：円

単価地区	土質改良土 (上段:路床) (下段:路体)	購入土 (上段:再生路床盛土材) (下段:山土)	差額
201	2,700	2,900	▲200
	2,600	3,000	▲400
202	2,600	2,800	▲200
	2,500	2,000	500
203	2,200	3,100	▲900
	1,600	2,200	▲600
204	2,850	2,800	50
	2,100	2,300	▲200
	2,350	2,700	▲350
205	1,550	2,000	▲450
	2,900	2,800	100
206	2,200	2,200	0
	2,350	2,450	▲100
207	2,250	2,300	▲50
	2,350	2,450	▲100
208	2,250	2,200	50
	2,100	1,800	300
216	2,100	1,900	200
	2,750	2,100	650
225	2,750	1,800	950
	2,700	2,100	600
226	2,700	2,500	200
	3,100	2,200	900
227	3,100	2,500	600
	2,400	2,200	200
228	2,400	2,100	300
	3,500	3,400	100
229	3,500	3,200	300
	2,000	2,000	0
231	2,000	2,200	▲200
	2,000	2,100	▲100
232	2,000	2,000	0
	2,100	2,200	▲100
233	2,100	2,000	100

※ 資材価格はR05.03時点

■ 写真登録機能の追加 (案)



■ スtockヤード・土質改良プラントの登録・表示 (案)



利用拡大に向け、機能充実化・改良を検討していく。

田子の浦港の盛土材

利用してみませんか？ 田子の浦港の盛土材
～港内浚渫土処理により発生する脱水ケーキの公共事業への流用～

- 掘込式港湾である田子の浦港は浚渫工事を毎年実施し、処理の過程で毎年約 2 万m³の脱水ケーキが生成されます
- 利用拡大に向け、メニューを増やし利用しやすくしていきます。
- まずはお気軽にご相談ください。



田子の浦港管理事務所 整備課 0545-33-0498

◆メニュー1◆そのまま利用 (緑化基盤材等に最適)

砂・シルト系の細粒組成である脱水ケーキは緑化基盤材に適しています。清水港管理局、静岡市などに利用いただいています。



清水港日の出地区



トライアルパーク蒲原

◆メニュー2◆盛土材 (路体材) として利用

国土交通省富士砂防事務所の協力により、大沢川扇状地の砂礫土と脱水ケーキを混合することにより、第2種建設発生土に適合する盛土材、県盛土材料取扱基準における路体材相当の盛土材の提供が可能となります。



富士砂防砂礫 (母材)



脱水ケーキ (母材) 38

田子の浦港の盛土材

◆メニュー3◆ (セメント系) 固化剤

セメント固化剤を混合し、改良土として利用。
一軸圧縮強度100KN/m² (路体材相当)
の強度を発現します。



自走式土質改良機 (リテラ)



鈴川海浜スポーツ公園 (田子の浦港)

田子の浦港の盛土材を利用するメリットは？

○コスト縮減が図れます！

運搬費は基本的に田子の浦港の負担です。(運搬距離50km以内対応可)

○安心材料です！

(ダイオキシン類など) 環境系土壌調査の基準値をクリアした盛土材です。

○粒度が均一で改良系母材として優良な素材です！

配合試験により、目標強度での提供が可能です。

○Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

静岡県の建設発生土の処理に関する基本指針に合致します。

○小口 (10m³程度) ~大口 (10,000m³以上) にも対応します。

是非御利用ください！ 問い合わせ先：田子の浦港管理事務所 整備課 0545-33-0498